

食安輸発1220第1号  
平成25年12月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タンザニア産ごまの種子のイミダクロプリド)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号（最終改正：平成25年12月16日付け食安輸発1216第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、タンザニア産ごまの種子からイミダクロプリドを検出したことから、同通知の別表1中、

対象国地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タンザニア	ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。